

三条市農業委員会総会議事録

日 時 平成22年7月30日 午前9時30分

場 所 三条市役所 本庁舎4階全員協議会室

会議に付した議題

- 議第 1号 農用地利用集積計画について
- 議第 2号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議第 3号 事業計画変更承認申請について
- 議第 4号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議第 5号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議第 6号 三条農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更に係る意見について
- 議第 7号 三条市農業委員会農地移動適正化あっせん基準の一部改正について

報告事項

- 報第 1号 第1調査部会の調査結果報告について
- 報第 2号 あっせん譲受等候補者名簿の登載について
- 報第 3号 農政対策部会の結果報告について
- 報第 4号 基盤強化法の解約通知について
- 報第 5号 使用貸借の解約通知について
- 報第 6号 農地法適用外事実確認証明について
- 報第 7号 農地潰廃通報について
- 報第 8号 作付変更届について
- 報第 9号 農地法第3条の3第1項の届出について

その他

出席委員 34名

- | | |
|--------------|--------------|
| 1番 齊藤 信一 委員 | 3番 村井 善一郎 委員 |
| 4番 大桃 惣一郎 委員 | 5番 佐藤 満 委員 |
| 6番 金子 良助 委員 | 7番 鶴巻 純一 委員 |
| 8番 刈屋 一夫 委員 | 9番 桜井 伸一 委員 |
| 10番 坂井 和弘 委員 | 11番 藤田 吉則 委員 |
| 12番 大橋 正臣 委員 | 13番 山ノ内 正 委員 |

14番	川 勝 勳	委員	15番	金 子 純 一	委員
16番	大 竹 一 雄	委員	17番	野 水 敏 秋	委員
18番	高 山 博	委員	19番	安 達 宰	委員
20番	森 山 昭	委員	21番	西 光 明	委員
22番	野 崎 文 夫	委員	23番	大 竹 正 信	委員
24番	小 師 勉	委員	25番	五十嵐 俊 雄	委員
26番	鶴 巻 俊 樹	委員	27番	佐 藤 宗 司	委員
28番	安 達 英 作	委員	29番	村 山 佐喜雄	委員
30番	佐々木 包 茂	委員	31番	長谷川 清 一	委員
32番	横 山 敏 夫	委員	33番	熊 倉 睦	委員
34番	神子島 巖	委員	35番	佐 藤 裕 雄	委員

欠席委員 1名

2番 小 林 六 一 委員

職務のため出席した事務局職員

事務局 長	平 岡 勝 司
事務局 次 長	石 崎 亮
経営基盤係副参事	麦 倉 政 勝
農地係主任	佐 藤 信 幸

午前9時30分 開会及び開議

(午前9時30分 三條新聞社傍聴)

議長(大桃会長)

それでは、定例総会を開会いたします。出席状況を申し上げます。定員35名のところ、出席34名、欠席1名で会議は成立いたします。

なお、議事録の署名委員につきましては、定めにより私から指名いたします。17番、野水委員、18番、高山委員を指名いたしますので、よろしくお願いを申し上げます。

議長(大桃会長)

それでは、早速議事に入ります。

議第1号『農用地利用集積計画について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局(平岡事務局長)

議第1号『農用地利用集積計画について』ご説明申し上げます。

今月の申請は、2ページにありますように、新規設定が1件、7,032㎡、再設定が2件、4,789㎡、利用権移転が3件、9,849㎡、所有権移転が1件、9,4

89㎡、合計では7件、3万1,159㎡であります。

1ページ、議案中の43番は、新屋の農地3筆、9,489㎡をあっせんにより売買するというものであります。売買価格は、10a当たり約55万円であります。

44番は、飯田の農地6筆、7,032㎡を新規により10年間利用権設定するものであります。

45番は、中浦の農地5筆、2,599㎡を再設定により6年間利用権設定するものであります。

46番は、大沢ほかの農地4筆、2,190㎡を再設定により10年間利用権設定するものであります。

47番は、曲谷の農地1筆、2,244㎡を残り期間の1年間について、地主の了解を得て利用権移転するものであります。

48番は、曲谷の農地2筆、4,000㎡を残り期間の1年間について、地主の了解を得て利用権移転するものであります。

49番は、曲谷の農地3筆、3,605㎡を残り期間の2年間について、地主の了解を得て利用権移転するものであります。

なお、いずれも書類確認及び経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

以上であります。

議長（大桃会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入る前に先日調査部会で調査をいただいておりますので、その結果報告を願います。

第1調査部会長は、西代理の隣に着席願います。

第1調査部会長（28番安達英作委員）

それでは、第1調査部会の調査結果についてご報告いたします。

第1調査部会では、7月26日午前9時から厚生福社会館第2集会室におきまして、部会員と大桃会長、西会長代理出席のもと会議を開催いたしました。

事務局より日程説明、議案説明を受け、全案件について意見決定を経て、午前11時31分に閉会いたしました。

ただいま意見が求められております議第1号『農用地利用集積計画について』は、新規設定1件、再設定2件、利用権移転3件、所有権移転1件で、合計件数7件、面積にして3万1,159㎡で、書類審査及び事務局から詳細説明を受け、いずれも経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、全件承認相当といたしました。

以上です。

議長（大桃会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

しばらくしてご発言がないようですので、お諮りをいたします。議第1号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおりに決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（大桃会長）

それでは、異議ないものと認めます。

議長（大桃会長）

続きまして、議第2号『農地法第3条の規定による許可申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（平岡事務局長）

議第2号『農地法第3条の規定による許可申請について』ご説明申し上げます。

今月の申請は、4ページに記載してありますように、競落報告分を含めて3件の申請で、合計2万2,904㎡となっております。

議案中の23番は、塚野目ほか地内の農地4筆、8,092㎡を譲り受け人が経営の若返りを図るため、世帯内後継者へ贈与するというものであります。

24番は、新屋地内の農地23筆、1万4,321㎡を譲り受け人が経営の若返りを図るため、世帯内後継者へ10年間の特定使用貸借を設定するものであります。

以上2件が今月申請分であります。

また、競落報告分が1件あります。

25番は、猪子場新田地内の農地3筆、491㎡を譲り受け人が経営規模拡大を図るため、6月28日、競落により取得したものであります。価格は、10a当たり約18万5千3,000円でございます。

なお、本件は5月総会の附帯議決によりまして、平成22年6月28日付、許可済みであります。

なお、いずれも書類及び現地確認、取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離、下限面積を超えていることなどから、許可要件をすべて満たしております。

以上であります。

議長（大桃会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会長の調査結果報告を願います。

第1調査部会長（28番安達英作委員）

議第2号『農地法第3条の規定による許可申請について』は、贈与によるもの1件、特定使用貸借によるもの1件です。合計件数2件、面積にして2万2,413㎡で、書類審査及び事務局の現地確認結果など、詳細説明を受け、いずれも譲り受け人の経営面積や機械、労働力、技術、通作距離、下限面積などの許可要件をすべて満たしており、全件許可相当といたしました。

なお、競売による報告分として1件、491㎡の報告がありました。

以上です。

議長（大桃会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言をお願いします。

しばらくしてご発言がないようですので、お諮りをいたします。議第2号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおりを決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（大桃会長）

それでは、異議ないものと認めます。

議長（大桃会長）

続きまして、議第3号『事業計画変更承認申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（平岡事務局長）

議第3号『事業計画変更承認申請について』ご説明申し上げます。

今月の申請は、6ページに記載してありますように3件、503㎡であります。

5ページ、議案中の4番は、北入蔵3丁目地内の土地1筆、212㎡について、売買により取得し、変更目的を自家用4台、駐車場に利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約3万7,700円でございます。場所につきましては、三条中央自動車学校付近のJR信越線南側で、農地区分は第3種農地に該当し、許可条項にも該当しております。

5番は、滝谷地内の土地1筆、37㎡について、交換により取得し、変更目的を集落集会所拡張敷地に利用したいものです。場所につきましては、滝谷集会所わきで、農地区分は第3種農地に該当し、許可条項にも該当しています。

6番は、籠場地内の土地1筆、254㎡について、贈与により取得し、変更目的を分家住宅1棟に利用したいものです。場所につきましては、籠場団地南側で、農地区分は第2種農地に該当し、許可条項にも該当しています。

なお、いずれも書類及び現地確認し、立地基準及び一般基準などの許可要件をすべて満たしております。

以上です。

議長（大桃会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会長の調査結果報告をお願いします。

第1調査部会長（28番安達英作委員）

議第3号『事業計画変更承認申請について』は、件数にして3件、面積にして503㎡で、書類審査及び事務局の現地確認結果など、詳細説明を受け、いずれも立地基準及び一般基準を満たしており、全件承認相当といたしました。

以上です。

議長（大桃会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言をお願いします。

しばらくしてご発言がないようですので、お諮りをいたします。議第3号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおりに決めるにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（大桃会長）

それでは、異議ないものと認めます。

議長（大桃会長）

続きまして、議第4号『農地法第4条の規定による許可申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（平岡事務局長）

議第4号『農地法第4条の規定による許可申請について』ご説明申し上げます。

今月の申請は、7ページに記載してありますように1件の申請で、面積は6.89㎡であります。

議案中の8番は、栗林地内の農地1筆、6.89㎡を宅地乗り入れ通路に利用したいものです。場所につきましては、栗林集落内で、農地区分は第3種農地に該当し、許可条項にも該当しています。

なお、書類及び現地確認し、立地基準及び一般基準などの許可要件をすべて満たしております。

以上です。

議長（大桃会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会長の調査結果報告をお願いします。

第1調査部会長（28番安達英作委員）

議第4号『農地法第4条の規定による許可申請について』は、件数にして1件、面積にして6.89㎡で、書類審査及び事務局の現地確認結果など、詳細説明を受け、立地基準及び一般基準を満たしており、許可相当といたしました。

以上です。

議長（大桃会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言をお願いします。

しばらくしてご発言がないようですので、お諮りをいたします。議第4号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおりに決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（大桃会長）

それでは、異議ないものと認めます。

なお、ただいま許可相当とした案件については、県農業会議へ諮問し、答申があった後に許可といたします。

議長（大桃会長）

続きまして、議第5号『農地法第5条の規定による許可申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（平岡事務局長）

議第5号『農地法第5条の規定による許可申請について』ご説明申し上げます。

今月の申請は、11ページに記載してありますように15件の申請で、合計面積9,887.11㎡となっております。

それでは、戻りまして、8ページの33番から順にご説明申し上げますが、33番から35番までの3件につきましては、先ほどの事業計画変更承認申請後の第5条許可申請でありますので、略させていただきます。

9ページからご説明申し上げます。議案中の36番は、一ツ屋敷新田地内の農地2筆、2,590㎡を売買により取得し、14台の自社駐車場に利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約1万円でございます。場所につきましては、国道8号線、割烹中越より西側へ入ったところで、農地区分は第2種農地に該当し、許可条項にも該当しています。

なお、本件は平成22年2月25日付、農振除外された土地であります。

37番は、興野1丁目地内の農地4筆、2,175㎡を売買により取得し、既存敷地と一体利用して、小学校建設用地に利用したいものであります。土地の売買価格は、1㎡当たり約3万9,900円でございます。場所につきましては、第二中学校の南側で、

農地区分は第3種農地に該当し、許可条項にも該当しています。

38番は、下須頃地内の農地1筆、661㎡を賃借権設定により取得し、22台の自社駐車場に利用したいものです。場所につきましては、国道8号線、下須頃交差点より北側へ入ったところで、農地区分は第3種農地に該当し、許可条項にも該当しています。

39番は、曲淵2丁目地内の農地5筆、1,910㎡を売買により取得し、8区画の宅地分譲地に利用したいものです。土地の売買価格は1㎡当たり約1万4,700円でございます。場所につきましては、ファミリータウン曲淵団地の北側で、農地区分は第3種農地に該当し、許可条項にも該当しています。

40番は、島川原地内の農地13筆、682.11㎡を賃借権設定により取得し、一時転用で砂利採取に利用したいものです。場所につきましては、栃尾コロナ下田工場より西側へ入った農地で、農地区分は農用地に該当し、許可条項にも該当しております。

なお、一時転用期間であります。平成22年8月20日から1年半を予定しております。

10ページの41番は、栗林地内の農地1筆、11㎡を贈与により取得し、住宅拡張敷地に利用したいものです。場所につきましては、栗林集落内で、農地区分は第3種農地に該当し、許可条項にも該当しています。

42番は、栗林地内の農地2筆、254㎡を売買により取得し、分家住宅1棟に利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約1万円でございます。場所につきましては、栗林集落内で、農地区分は第3種農地に該当し、許可条項にも該当しています。

43番は、上保内地内の農地2筆、232㎡を売買により取得し、分家住宅1棟に利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約3万200円でございます。場所につきましては、大崎公民館保内分館の南側で、農地区分は第3種農地に該当し、許可条項にも該当しています。

44番は、西大崎1丁目地内の農地2筆、283㎡を使用貸借設定により取得し、分家住宅1棟に利用したいものです。場所につきましては、フクヤ西大崎店の北側で、農地区分は第3種農地に該当し、許可条項にも該当しています。

45番は、三竹2丁目地内の農地1筆、168㎡を売買により取得し、住宅1棟に利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約1万7,200円でございます。場所につきましては、コメリ大崎店の西側で、農地区分は第3種農地に該当し、許可条項にも該当しています。

46番は、大島地内の農地1筆、235㎡を売買により取得し、住宅1棟、2台駐車場に利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約1万2,100円でございます。場所につきましては、大島集落内で、農地区分は第2種農地に該当し、許可条項にも該当しています。

11ページの47番は、山王地内の農地3筆、183㎡を贈与により取得し、住宅拡張敷地に利用したいものです。場所につきましては、山王集落内で、農地区分は第3種農地に該当し、許可条項にも該当しています。

なお、いずれも書類及び現地確認し、立地基準及び一般基準などの許可要件をすべて満たしております。

以上です。

議長（大桃会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会長の調査結果報告を願います。

第1調査部会長（28番安達英作委員）

議第5号『農地法第5条の規定による許可申請について』は、件数にして15件、面積にして9,887.11㎡で、36番、37番、39番の現地調査を含む書類審査及び事務局の現地確認結果など、詳細説明を受け、いずれも立地基準及び一般基準を満たしており、全件許可相当といたしました。

以上です。

議長（大桃会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

しばらくしてご発言がないようですので、お諮りをいたします。議第5号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおりに決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（大桃会長）

それでは、異議ないものと認めます。

なお、ただいま許可相当とした案件については、県農業会議へ諮問し、答申があった後に許可といたします。

議長（大桃会長）

続きまして、議第6号『三条農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更に係る意見について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（平岡事務局長）

議第6号『三条農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更に係る意見について』ご説明いたします。

なお、今回ご審議いただく案件の中に土地改良事業完了後、8年未経過の土地はございません。

まず、三条地区についてご説明いたします。三条地区でお願いする案件は、重要変更2件、携帯中継基地局1件について三条農業振興地域整備計画・農用地利用計画の変更をお願いするものであります。

1 件目、申請人は、自治会長であります。

代官島の現集落公民館は借地であり、地権者より明け渡しを求められており、新たな集落公民館建築に迫られたため、8号線より集落側で、集落の中心地域にある当該土地に集落公民館を建築したいものであります。

変更箇所につきましては、変更箇所位置図(1)をごらんください。申請土地は、三条市代官島の農地4筆で、合計894㎡であります。

当該土地は、現集落公民館の南西側に位置しております。

2 件目、申請人は、株式会社取締役であります。

現在駐車場は、本社の北側にありますが、そこに業務拡大により倉庫を拡張することとなり、駐車場が不足いたします。そのため、本社南側に新たに駐車場を建設したいものであります。

変更箇所につきましては、変更箇所位置図(2)をごらんください。申請土地は、三条市塚野目の農地1筆、面積1,939㎡であります。

当該土地は、本社工場の南側隣接地に位置しております。

3 件目、申請人は、携帯通信事業者であり、三条エリアに携帯中継基地局設置計画を進めております。今回、目的エリアに携帯中継基地局の敷地を確保したいというものであります。

変更箇所につきましては、変更箇所位置図(3)をごらんください。申請土地は、三条市上須頃の農地1筆の一部で、601㎡のうちの209.57㎡であります。

当該土地は、燕三条駅の南側に位置しております。

次に、栄地区についてご説明いたします。栄地区でお願いする案件は、重要変更1件について栄農業振興地域整備計画・農用地利用計画の変更をお願いするものであります。

1 件目、申請人は、鬼木地内において酒類・食品類の販売業を営んでおり、経営の多角化として弁当配達業と美容業を新しく始める計画を立てています。

そこで、店舗併用住宅を建築し、また経営の効率化と防犯上のため、自宅を店の近くにあわせて建築したいものであります。

変更箇所につきましては、変更箇所位置図(1)をごらんください。申請土地は、三条市鬼木の農地2筆で、合計面積489㎡であります。

当該土地は、現店舗の南側隣接地に位置しております。

以上、よろしくご審議をお願いいたします。

議長(大桃会長)

ありがとうございました。

それでは、質疑の前に調査部会長の調査結果報告を願います。

第1調査部会長(28番安達英作委員)

議第6号『三条農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更に係る意見について』は、三条地区3件で、面積にして3,042.57㎡、栄地区1件で、面積にして489㎡、

合計4件で、面積にして3,531.57㎡で、現地調査を含む書類審査を行い、全件、変更はやむを得ないものと認めるといった意見であります。

以上です。

議長（大桃会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言をお願いします。

しばらくしてご発言がないようですので、お諮りをいたします。議第6号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおりで決めるにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（大桃会長）

それでは、異議ないものと認めます。

第1調査部会長は自席へお戻りをお願いします。

議長（大桃会長）

続きまして、議第7号『三条市農業委員会農地移動適正化あっせん基準の一部改正について』を議題といたします。

事務局、説明をお願いします。

事務局（平岡事務局長）

議第7号『三条市農業委員会農地移動適正化あっせん基準の一部改正について』をご説明申し上げます。

12ページからごらんいただきたいと思います。平成22年6月11日付、新潟県農林水産部長より、農地移動適正化あっせん基準の見直しについて通知があり、農地法等の一部を改正する法律の施行を踏まえ、農用地などの権利を取得させるべき者に、「農地法第3条第3項各号に掲げる要件をすべて満たす者」並びに「農地利用集積円滑化団体」を追加するとともに、農用地等の権利を取得させるべき者を明記するものであります。

内容及び一部改正スケジュールは、先月の農地銀行でご説明したとおりであります。その後、県の指導及び関係機関の意見書の取りまとめが終わりましたので、本日の農業委員会総会で議案としてご審議、ご決定を得た後、県に改正案を提出し、承認を得る予定であります。

以上、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（大桃会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言をお願いします。

しばらくしてご発言がないようですので、お諮りをいたします。議第7号につきましては、ただいま事務局説明のとおり承認するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議長(大桃会長)

それでは、異議ないものと認めます。

以上で議事が終わりましたので、報告事項に移ります。

報第1号につきましては、ただいま議事の中で報告いただいておりますので、省略をいたします。

議長(大桃会長)

それでは、報第2号について事務局より報告をお願いします。

事務局(平岡事務局長)

(別添報告書により説明)

議長(大桃会長)

ありがとうございました。

議長(大桃会長)

それでは、報第3号『農政対策部会の結果報告について』部会長より報告願います。

農政対策部会長は、西代理の隣に着席願います。

農政対策部会長(12番大橋正臣委員)

それでは、先日行われました農政対策部会の報告をさせていただきます。

農政対策部会は、7月21日の午後2時から市役所第二庁舎第2集会室におきまして、部会員のほかに大桃会長の出席を得て開催いたしました。

協議題は、6月30日開催の農業委員会総会で付託を受けました平成22年度作況調査についてのほか、農業生産法人(株)コロナアグリの耕作地調査について、「農地パトロール月間」実施について、その他でございます。

まず最初に、作況調査につきましては、お手元に配付してあります文書のとおり、実施期日を8月20日の金曜日といたしました。当日は、午後1時に三条市役所を出発し、水稲圃場6カ所のほか、ブドウ栽培圃場1カ所を視察することといたしました。

現地調査終了後は、栄地区の鬼木にあります伊東屋という料理店で検討会を開催する予定でございます。

順路及び調査圃場につきましては、配付資料のとおりでございます。

なお、この調査には県三条地域振興局農業振興部の作物担当職員の方からご同行していただく予定でございます。また、市のほうからは経済部長と農林課長から同行していただく予定でございますので、農業委員の方々は、全員参加でご協力のほどよろしく願いいたします。

次に、農業生産法人(株)コロナアグリの耕作地調査につきましては、5月の第2調査部会で同法人から話をお聞きし、指導も行った経過もあり、耕作地調査は下田地区の委員数人で現地調査をお願いし、地元の声をお聞きしながら指導していくことになりました。

結果につきましては、調査を担当された委員から報告があるかと思えます。

次に、「農地パトロール月間」実施につきましては、農地法の改正で年1回の農地の利用状況調査を農業委員会が行わなければならないことになりました。

そこで、今まで農業委員会で取り組んできました農地パトロールをベースにいたしまして、農地の利用状況についての調査を実施期日、9月4日土曜日の午後に統一して実施することといたしました。

三条、栄、下田地域のそれぞれの担当地域内のパトロールと報告をお願いしたいと思います。

また、今年度は1年目ということで、重点地域を栄地域としまして、遊休農地の実態把握、農地の違反転用の早期発見などの是正指導を予定しておりますし、他地区も来年から順次行っていく予定でございます。

なお、細かな点につきましては後日、事務局より連絡がありますので、よろしく願います。

次に、その他の件につきましては3点でございます。

1点目は、春に行った農地のクリーン作戦を、秋にも実施するかどうかということですが、農地パトロールが9月に行われるということで見合わせることにいたしました。

2点目は、総会会議録の公開についてでございます。個人情報保護の面などから検討いたしましたけれども、もともと農業委員会総会自体が公開で、その会議をまとめたものが会議録であり、その公開は問題なしとの判断から、ホームページ上で公表することに決まりました。

3点目は、総会議案の両面印刷についてでございます。議案の見やすさ、用紙の節約、郵送料の節減などから、今月の議案から実施することで承認されました。

以上で農政対策部会からの報告を終わります。

議長（大桃会長）

ありがとうございました。

それでは、報告の中でご質問がございましたら、ご発言をいただきたいと思えます。

10番（坂井和弘委員）

今コロナアグリの件で報告があると言われたのですが、どなたが報告されるのでしょうか。

議長（大桃会長）

それでは、コロナアグリの耕作地を調査していただいた委員は、見てきた様子などをご報告いただきたいと思えます。

9番（桜井伸一委員）

一昨日の28日にコロナアグリの圃場を視察してまいりました。場所は2カ所でありまして、去年作況調査で皆さんから見ていただいた場所ですが、状況としましては、最近畦畔並びに道路わきの草取り等したような感じでありまして、作付に関しましては去年よりもちょっとひどいかなという状態で、今後どのような対処をすれば良いのか、皆

さんで意見交換を願えればと思います。

議長（大桃会長）

ありがとうございました。

それでは、しばらく休憩します。

（午前10時18分から午前10時21分まで休憩）

議長（大桃会長）

会議を再開いたします。

その他にただいまの農政対策部会長の報告の中でご質問等がありましたら、ご発言いただきたいと思います。

しばらくしてご発言がないようですので、農政対策部会の結果報告についてを終わりますが、8月20日の作況調査の服装については、作業着を皆さんから購入していただきましたので、その作業着と腕章、帽子、名札を着用していただいて、全員で現地確認を行いたいと思いますので、よろしくご協力をお願いします。

では、農政対策部会長は、自席へお戻りください。どうもありがとうございました。

議長（大桃会長）

続いて、報第4号から報第9号まで、続けて事務局より報告を願います。

事務局（平岡事務局長）

（別添報告書により説明）

議長（大桃会長）

ありがとうございました。

それでは、報告の中でご質問がございましたら、ご発言をいただきたいと思います。

しばらくしてご発言がないようですので、報告事項を終わります。

来月の調査部会開催案内をお願いします。

第2調査部会長（31番長谷川清一委員）

来月は、第2調査部会の担当であります。8月25日水曜日午前9時から厚生福祉会館第2集会室で開催いたします。部会員の出席をお願いいたします。

以上です。

議長（大桃会長）

ありがとうございました。

なお、来月の総会は8月31日火曜日午前9時半から予定をしております。よろしくお願いをいたします。

それでは、長時間にわたってご審議をいただきまして、ありがとうございました。

以上をもちまして定例総会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

午前10時25分 閉会

会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するために、ここに署名捺印する。

三条市農業委員会会長

議事録署名委員（17番）

議事録署名委員（18番）
